

経済産業省令第八十三号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条、第三十七条、第四十条、第四十一条、第五十五条及び中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十八年八月二十一日

経済産業大臣 二階 俊博

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

（公告の方法）

第一条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十六条第二項（法第三十七条第一項（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県及び地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「都道府県等」という。)(の公報により行うものとする。

第二条 法第三十六条第七項(法第三十七条第一項及び第五十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による公告は、都道府県等の公報その他の都道府県等が適切と認める方法により行うものとする。

(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項)

第三条 法第三十六条第八項(法第三十七条第一項において準用する場合を含む。)(の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあつては当該変更前及び変更後の第一種大規模小売店舗立地法特例区域、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあつては当該廃止前の第一種大規模小売店舗立地法特例区域)における都市機能及び経済活動等の現況

二 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果
(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあつては当該変更しようとする理由及

び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあつては当該廃止しようとする理由)

三 第一種大規模小売店舗立地法特例区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあつては、その変更後のもの。)を定めるに当たつて考慮した当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

四 法第三十六条第二項の公告の予定年月日(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあつては、法第三十七条第一項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日)

五 その他参考となるべき事項

(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項)

第四条 法第五十五条第四項において準用する法第三十六条第八項(法第五十五条第四項において準用する法第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を

変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第二種大規模小売店舗立地法特例区域、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第二種大規模小売店舗立地法特例区域）における都市機能及び経済活動等の現況

二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、当該変更し、又は廃止しようとする第二種大規模小売店舗立地法特例区域）を含む市町村の中心市街地の区域

三 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由）

四 第二種大規模小売店舗立地法特例区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。）を定めるに当たって考慮した当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

五 法第五十五条第四項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第五十五条第四項において準用する第三十七条第一項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日）

六 その他参考となるべき事項

（第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において大規模小売店舗を設置する者の届出）

第五条 法第三十七条第二項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

2 法第三十七条第三項の規定により大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出とみなされる法第三十七条第二項の規定による届出に係る変更を行う場合における大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号）第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗の新設等の届出に係る添付書類）

第六条 法第五十五条第三項に規定する経済産業省令で定める事項は、大規模小売店舗立地法施行規則第四条

第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請)

第七条 法第四十条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第九項(第一号に掲げる部分に限る。)に規定する事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第二による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 特定民間中心市街地活性化事業計画の工程表及びその内容を説明した書類

三 最近二期間の事業年度における営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

四 中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)における協議の概要を記載した書類

3 特定民間中心市街地活性化事業者が、法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業を実施しようと

する場合にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該中小小売商業高度化事業により設置する施設又は設備の配置、構造及び規模を示す図面その他の中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号。以下「施行令」という。）第十条に規定する要件に該当することを証する書類

二 現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等と締結した協定書その他の第十条各号のいずれかの取組を行うことを証する書類

三 道路に施設又は設備を設置する中小小売商業高度化事業であつて、その設置について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十四条第一項ただし書の許可、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の承認若しくは第三十二条第一項の許可、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の許可又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七条第一項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書類

（認定特定民間中心市街活性化事業計画の変更の認定の申請）

第八条 法第四十一条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第九項（第一号に掲げる部分に限る。

()に規定する事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街活性化事業者は、様式第三による申請書を、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を經由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第二項各号及び第三項各号に掲げる書類のうち当該認定特定民間中心市街活性化事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。

(組合員の数等)

第九条 施行令第十条第一項第一号の経済産業省令で定める数は、二十人(法第七条第七項第一号に定める事業に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人)とする。

2 施行令第十条第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、事業の用に供されていない店舗を活用する場合であつて特別の理由があると認められる場合とし、同号の経済産業省令で定める数は、一人又は五人とする。

3 施行令第十条第二項第一号の経済産業省令で定める数は、二十人(特別の理由があると認められるときは、五人又は十人)とする。

4 施行令第十条第三項第一号、第四項第一号又は第五項第一号の経済産業省令で定める数は、五人とする。

5 施行令第十条第三項第四号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。

6 施行令第十条第六項第一号八の経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。

(中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組)

第十条 法第四十条第四項第四号の経済産業省令で定めるところにより、特定民間中心市街地活性化事業者が、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組は、次の各号のいずれかとする。

一 協定を締結して、清掃、防犯その他の商店街区域における消費生活環境の向上を図るための活動を共同で行うこと

二 協議会その他の組織を設置して、現に事業の用に供されていない土地又は店舗の活用を図ることについて協議を行うこと

三 現に事業の用に供されていない土地又は店舗の活用を図るための調査、調整及び情報の提供を行うこと。

四 前三号と同等以上に中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組として経済産業大臣が認める

ものを行うこと

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十条第四項の中
小売商業高度化事業計画に関する省令の廃止）

第二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十条第四項の中小小売商業高度化事業計画に関する省令（平成十年通商産業省令第七十一号）は廃止する。

（経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第三条 経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年経済産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条の見出しを削り、同条中「法」を「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）」に改め、同条の条番号を削る。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十二條第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八條第一項」に改める。

第三十四條第一項第三号イ中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十一條第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「中心市街地の活性化に関する法律第七條第七項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第四十一條第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

第三十七条第一号八中「中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「中心市街地の活性化に関する法律第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

様式第一（第五条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において
大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

中心市街地の活性化に関する法律第37条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
駐輪場の位置及び収容台数
荷さばき施設の位置及び面積
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- （備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第二（第七条関係）

特定民間中心市街活性化事業計画に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

中心市街地の活性化に関する法律第四十条第一項の規定に基づき、特定民間中心市街地活性化事業計画について認定を申請します。

- 1．特定民間中心市街活性化事業の種類
- 2．特定民間中心市街活性化事業者の概要
- 3．特定民間中心市街活性化事業の目標
- 4．特定民間中心市街活性化事業の内容
- 5．特定民間中心市街活性化事業の実施時期
- 6．特定民間中心市街活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第三（第八条関係）

認定特定民間中心市街活性化事業計画の変更の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた特定民間中心市街活性化事業計画について、下記のとおり変更したいので、中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第一項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容
3. 変更の理由

- 注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 2 変更事項の内容については、変更前を変更後を対比して記載して下さい。